



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 69 2010年11月24日

中台間の優先権主張の受理について

記

今般、台湾特許庁（經濟部知的財産局）は、中台間知的財産権保護協定の発効に伴い、2010年11月22日以降の台湾特許（実用新案登録・意匠）出願及び台湾商標登録出願においては、当該協定の発効日である2010年09月12日以降の中国出願に基づく優先権主張を認めることを2010年11月19日付で公表しました。

同様に、中国特許庁（国家知識産権局）も中国出願において台湾出願に基づく優先権主張を認めることを2010年11月15日付で公表しました。また、中国出願においては、その出願人が優先権主張の基となる出願における出願人と異なる場合は、別途証明書面（例えば、優先権譲渡書など）の提出を要することが台湾出願に基づく優先権主張の場合にも適用されます。

以上